# 選挙人名簿抄本を閲覧する際の留意事項

※下記の事項をすべてご了承いただいた方のみ、閲覧の申出を受付させていただきます。 あらかじめご確認をお願いいたします。

## ◇閲覧の方法等

- I. 次の期間中は、公職選挙法第28条の2の規定により閲覧することができません。 「選挙の期日の公示(告示)の日から、当該選挙の期日後5日にあたる日までの間」
  - 例) 4月23日に村議選が執行される場合 4月18日(告示日)から4月28日(選挙の期日後5日)まで
- 2. 閲覧は、「①登録の有無の確認」、「②政治活動・選挙運動」、「③調査研究」の3つの場合の み可能となります。3つに当てはまらない場合はお断りいたします。
- 3. 閲覧は、選挙管理委員会職員の立会いのもとで行っていただきます。
- 4. 閲覧した情報を記録する方法として、持参したノート等への<u>書き写しのみ</u>認められています。スマートフォンやカメラ等での<u>撮影、複写はできません</u>ので注意してください。また、委員会から名簿の写し(コピー)を提供することもありません。
- 5. 閲覧により書き写したメモ等は、閲覧終了後に写しを取らせていただきます。

### ◇閲覧者に対する本人確認

閲覧者が閲覧するにあたっては、<u>申出者本人であることが確認できる書類(顔写真付きの身</u> 分証明書)を提示していただきます。

※顔写真付きの身分証明書…運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

#### ◇閲覧の拒否・中止

閲覧事項を不当な目的に利用される恐れや、適切に管理することができない恐れがある場合は、閲覧を拒否させていただきます。また、規程に違反したときや、選挙管理委員会事務局の 指示に従わない場合は、閲覧を中止させていただきます。

#### ◇閲覧情報の他目的利用、第三者への提供の禁止

閲覧により知り得た事項を、事前に本人の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、または事前に申し出た者以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

#### ◇氏名・利用目的の概要等の公表

毎年 I 回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙 人の範囲、利用目的の概要等について公表します。

### ◇罰則規定

公職選挙法第236条の2第 | 項の規定に基づく選挙管理委員会が発した命令に違反した場合や、同条第2項の規定に基づく報告をしなかった場合は、罰金等が課せられます。

# 鮫川村選挙管理委員会